

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 1 月 20 日
愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

③ 郊外田園クラブ株式会社（愛知県日進市）

設置場所：愛知県日進市内【平成 30 年度より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の 5 に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成 29 年 4 月より実施】

(10) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道を活用し、各施設等を設置することにより、来街者の利便性向上や良好な景観の形成を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第 19 条第 1 号の施設等とする。（事業実施の際は、道路植樹帯の維持管理や清掃活動、放置自転車の整理などの措置を併せて講ずる。）

① 名古屋駅地区街づくり協議会

- ・市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第 3 号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第 1 号線（別紙 1）

【平成 29 年 4 月より設置】

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線

